

入学料免除・徴収猶予希望届

【希望届を提出するにあたっての注意事項】

- ※ 本希望届を提出する場合は、申請結果の通知があるまで（例年8月上旬頃）、入学料を納付しないでください。
- ※ 本希望届を提出した方は、入学してすぐに、所定の手続きが必要となります。この希望届のみで申請が完了したことにはなりませんのでご注意ください。
- ※ 入学料徴収猶予とは、納付期限までに入学料の納付が困難な者に対して納付期限が延長される制度であり、入学料が免除・減額されるものではありません。
- ※ 申請しても必ずしも免除または徴収猶予になるとは限りません。免除等にならなかった場合の方策についても必ず事前に考えておいてください。

上記注意事項を確認し、その内容に同意のうえ、令和9年度長崎大学への入学に際し、入学料の納付について、以下のとおり申請します。（太枠内をすべて記入してください。）

受験番号		学部	
フリガナ 氏名		電話番号	
メールアドレス			
入学手続き期限	月 日	←入学手続き期間の最終日を記入してください。	
【申請区分】 ※該当する申請区分（いずれか1つ）に✓を入れてください。			
【A】 免除			
☐ 高校の予約採用にて、高等教育の修学支援新制度に申し込み、採用候補者に決定済である。 ↳「採用候補者決定通知」を確認し、該当する採用区分（※）に○をつけてください。 （採用区分） 第Ⅰ区分 ・ 第Ⅱ区分 ・ 第Ⅲ区分 ・ 第Ⅰ区分（多子） ・ 第Ⅱ区分（多子） ・ 第Ⅲ区分（多子） ・ 第Ⅳ区分（多子） ・ 多子世帯 （※1）採用区分は、「（裏面）高等教育の修学支援制度における支援区分の確認について」を参照してください。 （※2）本学は、「第Ⅳ区分（私立理工農）」の対象校ではありません。			
☐ 高校の予約採用にて、高等教育の修学支援新制度へ申請中・申請予定である。			
☐ 大学入学後の4月に高等教育の修学支援新制度へ申請予定である。			
【B】 徴収猶予			
	☐ 経済的理由により入学手続き期限までの入学料の納付が困難である。		
	☐ 入学前1年以内に学資負担者が死亡した。		
	☐ 入学前1年以内に本人または学資負担者が風水害等の災害を受け、入学手続き期限までに入学料の納付が著しく困難である。		

高等教育の修学支援制度における支援区分の確認について

令和8年度に高等学校等で予約採用に申し込み、令和9年度大学等奨学生採用候補者に決定している学生様には、日本学生支援機構より「令和9年度大学等奨学生採用候補者決定通知」が配付されます。下記を参照の上、採用区分をご確認ください。

(令和8年度分通知を参考に掲載しております。様式は異なる場合がございます。)

この通知は、進学後、進学先の学校への提出が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。

令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知【本人保管用】

令和7年●月●日

①	登録番号	99999901-100-00999		
	学年等	3 年	10 組	
	出席番号	A000001		
②	氏 名	奨学 太郎 (シヨウガク タロウ)		

独立行政法人
日本学生支援機構

(印影印刷)

本機構は、あなたを下記のとおり令和8年度大学等奨学生採用候補者に決定しました。

ついては、あなたが令和8年度に本機構奨学金対象の学校に進学(高等専門学校3年次生の場合は本機構奨学金対象の高等専門学校4年次に進級又は本機構奨学金対象の学校に進学。以下同じ。)し、定められた期限までに所定の手続きを完了したときに限り、奨学生として採用し、奨学金の振込みを開始します。

記

1. 申込内容及び選考結果

③	申込内容	給付奨学金 希望する	貸与奨学金 併用貸与・第一種奨学金・第二種奨学金の審査を希望する	入学時特別増額貸与奨学金 希望する	
④	選考結果	給付奨学金(※1) 第Ⅰ区分(多子世帯)	貸与奨学金 ア:併用貸与 イ:第一種奨学金 ウ:第二種奨学金 併用貸与 併用貸与 併用貸与		
		併用貸与 併用貸与 併用貸与			
⑤	要件・必要書類の提出等	国籍・在留資格等	○	○	○
	家計	収入に関する基準	○	○	○
		資産に関する基準(※3)	○	△	△
	学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	○	
	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	○	
	マイナンバー手続き・確認書等	○	○	○	
その他必要書類	○	○	○		

※1 給付奨学金の選考結果欄に「多子世帯」の表示があれば、多子世帯に属していると判定しています。その場合、第Ⅰ区分又は第Ⅱ区分の奨学金を受け取ることができます。ただし、「授業料等減免のみ」の表示がある場合は、給付奨学金の支給はありません。また、「第Ⅳ区分私立理工農」の表示があれば、私立学校の理工農学科のうち、国又は地方自治体から当該区分の対象であると認められた学科に進学した場合、第Ⅳ区分の授業料等減免の支給の対象となります。選考結果をふまえてどのような支援が受けられるか、本機構ホームページに掲載の「給付奨学金採用候補者のしおり」3ページを参照してください。

※2 「○」は各要件・資格等に該当、「△」は非該当(必要書類の不備未提出等未提出等の理由による判定を含む)、「―」は申込時に希望していないため未判定であることを表します。

※3 給付奨学金の資産に関する基準は、申告した資産額合計が5,000万円未満の場合は「○」、多子世帯に属していると判定されておりかつ資産額合計が5,000万円以上3億円未満の場合は「△」、どちらにも該当しない場合は「×」が記載されています。「△」や「×」である場合は、給付奨学金の支給はありません。なお、貸与奨学金には資産に関する基準が存在しないため、一律で斜線表示としています。

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

⑥	利用条件	給付奨学金 第Ⅰ区分(多子世帯) ◆ 生活保護受給世帯	第一種奨学金(無利子)	第二種奨学金(有利子)	入学時特別増額貸与奨学金(有利子)
		併用貸与の利用可 最高月額利用:可 猶予年限特例:対象			日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込:不要
⑦	貸与額	*****	最高月額	月額120,000円	一時金500,000円
	返還方式	*****	所得連動返還方式	定額返還方式	定額返還方式
	保証制度	*****	機関保証	人的保証	人的保証
	利率の算定方法	*****	*****	利率見直し方式	利率見直し方式

進学票提出用パスワード(半角英数字10桁)

※ 進学後の学校にて必要になります。

ABCDE98765

給付奨学金の選考結果又は利用条件をご確認ください。

第Ⅰ区分、第Ⅰ区分(多子世帯)、第Ⅱ区分、第Ⅱ区分(多子世帯)、第Ⅲ区分、第Ⅲ区分(多子世帯)、第Ⅳ区分(多子世帯)、多子世帯のいずれかが記載されている場合、高等教育の修学支援新制度の採用候補者となります。

なお、「第Ⅳ区分(私立理工農)」と記載されていた場合、本学は対象校ではないため、採用候補者として、申請することはできません。

給付奨学金の選考結果又は利用条件に、「―」がある場合は、不採用もしくは申し込みをされていないということです。